

令和6年4月12日

会員薬局 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 乾 英夫

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、
リスト化及び周知等について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度調剤報酬改定による地域支援体制加算、連携強化加算及び在宅薬学総合体制加算の施設基準において、薬局が果たす医薬品提供体制に関する情報を、地域の行政機関もしくは薬剤師会等を通じて、地域住民、医療関係者等に対して情報発信を行うことが求められています。

大阪府薬剤師会では、日本薬剤師会より発出されました「地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化及び周知等について」に基づき、当会ホームページにリストを掲載する予定でございます。

つきましては、リストへの掲載をご希望の場合は、下記のWEBシステムより 4月23日（火）までに ご回答お願い申し上げます。

なお、期限内にご回答の場合、当会ホームページへの公開は5月上旬予定になります。

※大阪市北区、中央区南、大正区、吹田市、守口市、泉佐野、泉南薬剤師会にご所属の場合は、各地域薬剤師会でリストを作成されますので、ご回答は不要です。

※令和6年度調剤報酬改定に係る公表事項・項目から不足がある場合は、別途対応いたします。

掲載用WEBシステム

<https://forms.gle/G5rn9VZLgYTe3TKU6>



お問い合わせ先
一般社団法人 大阪府薬剤師会
職能対策課 山口・服部
電話 06-6947-5481